

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊守山駐屯地
第408会計隊長 岩村 俊男

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
3QH41KK00080		3RQM1AD0001 0001								
品名 または 件名										
軽油 2 号 (バルク)										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
24.00	KL									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
守山駐業				守山駐業 給油所						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
守山駐業 給油所 松下 2 曹 (4 7 8 0)				令和5年4月28日 (金)						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、会計隊事務室に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：希望があれば実施する。
入札日時場所：令和5年4月17日 (月) 10時00分 第408会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり
入札結果は新型コロナウイルス感染対策のためメール等で4月17日 (月) 11時00分以降連絡する。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名:

品名	規格	単位	数量	納期	納品場所	備考
軽油2号(バルク)	仕様書のとおり	KL	24	5.4.28	守山駐屯地	

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 全省庁統一資格の「物品の販売」においてA,B,C,D級の競争参加資格を有する者。
※令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中であることを確認できるものを提出(FAX可)
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所

第408会計隊事務室

4 競争入札執行の日時及び場所

令和5年4月17日(月)10時00分 第408会計隊入札室

5 入札参加手続き

入札に参加を希望する者は、令和5年4月14日(金)15時までに入札に関する受付手続きを完了すること。この際、資格審査結果通知書の写しを提出すること。(初回のみ提出・FAX送信可)

6 落札者の決定方法(消費税相当額含まない)【総品目総額】

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。同価の場合は抽選により決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額から軽油引取税相当額を控除した残額から10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札書には消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額の税抜き金額を記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 入札及び契約条件

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約書については、契約金額が50万円未満の場合は作成省略、50万円以上150万円未満については請書、150万円以上については契約書を作成する。

9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 電信電話及びFAXによる入札
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (4) 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

10 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札の場合は、電話にて事前に連絡するとともに便着の確認を契約班に必ず実施すること。

また、件名を記載した封筒に入札書及び資格審査決定通知書(写)を入れて封印し、

期日までに第408会計隊契約班に必着させること。

入札金額が同額による場合は当該入札に係のない職員により抽選を実施し、再度入札となった場合は別途連絡する。

- (2) 郵便到着期日 令和5年4月14日(金) 17時00分まで

- (3) 手段 書留郵便・使送等の手段を用い、確実に期日までに到着するよう留意すること。

- (4) 送付先

〒463-0067 名古屋市守山区守山3-12-1

陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班 担当: 氣仙

052-791-2191 内線(4347) FAX 052-791-2379 (直通)

本公告は、陸上自衛隊守山駐屯地 会計隊
 陸上自衛隊豊川駐屯地 会計隊
 陸上自衛隊久居駐屯地 会計隊
 陸上自衛隊春日井駐屯地 会計隊 のほか
 中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/info/> に掲示している。

入札書
見積書

担当：氣仙

調達要求番号	3RQM1AD0001	契約実施計画番号	3QH41KK00080
--------	-------------	----------	--------------

金額¥ (税抜)

※送料等諸雑費を含めた金額で見積をお願いします。

品名	規格	単位	数量	単価	金額
軽油2号(バルク)	仕様書のとおり	KL	24		
納入場所	陸上自衛隊守山駐屯地 給油所		納期	令和5年4月28日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 5年 4月 17日

分任契約担当官

陸上自衛隊守山駐屯地

第408会計隊長 岩村 俊男 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
代 表 者 電 話 番 号
担 当 者 氏 名
担 当 者 電 話 番 号

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E (軽油) についてのものであり、D S P K 2209E (1) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209E と併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひよう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”を
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3 又は J I S K 2249-4 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P
K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2204 軽油

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2204の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2204の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2204の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2204の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は-5℃以下, 目詰まり点は-2℃以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2204の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2204の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2204によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1002 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0001による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15℃における容量(L)とする。ただし, パルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2249によって, 密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日

改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ
法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐
光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 — 品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材 料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口 金				2.4の規定による。
塗 装				2.5の規定による。
品 質	外 観			2.6の規定による。
	性能	気密性	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)」による。(以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)という。)	危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)の規定による。
		落下強度		
		耐圧(水圧)性		
		積重ね強度		
製品の表示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ (一財)日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5572の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5651の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名 : 航空自衛隊 補給本部需品部

防衛省仕様書

D S P

Z 1002F

制定 昭和44. 3. 15

改正 平成22. 12. 28

鋼製ドラム, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1 種類

種類	物品番号
1.2 mm	8110-162-2114-5
1.6 mm	8110-011-9953-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1.2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5572 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5600-5-1 塗料一般試験方法—第5部:塗膜の機械的性質—第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5600-5-3 塗料一般試験方法—第5部:塗膜の機械的性質—第3節:耐おもり落下性

J I S K 5600-5-4 塗料一般試験方法—第5部:塗膜の機械的性質—第4節:引っかかり硬度(鉛筆法)

J I S K 5600-5-6 塗料一般試験方法—第5部:塗膜の機械的性質—第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5600-6-1 塗料一般試験方法—第6部:塗膜の化学的性質—第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5600-6-2 塗料一般試験方法—第6部:塗膜の化学的性質—第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5600-7-1 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5600-7-7 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5651 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1604 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8201 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料についてはJ I S K 5 5 7 2 の2種若しくはJ I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色はN D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μm～25 μmとする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表2によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表2－品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表 2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性 能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1 による。	J I S Z 1 6 0 1 の附属書 1 (規定) による。
			——	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかかり硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかかり値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1 に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。